

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 無償譲渡する財産の所在及び面積

(建物) 霧島市隼人町住吉972番地1外 鉄筋コンクリート陸屋根平家建（保育園）

790.4平方メートル

同

鉄筋コンクリート陸屋根平家建（倉庫）

8平方メートル

計798.4平方メートル

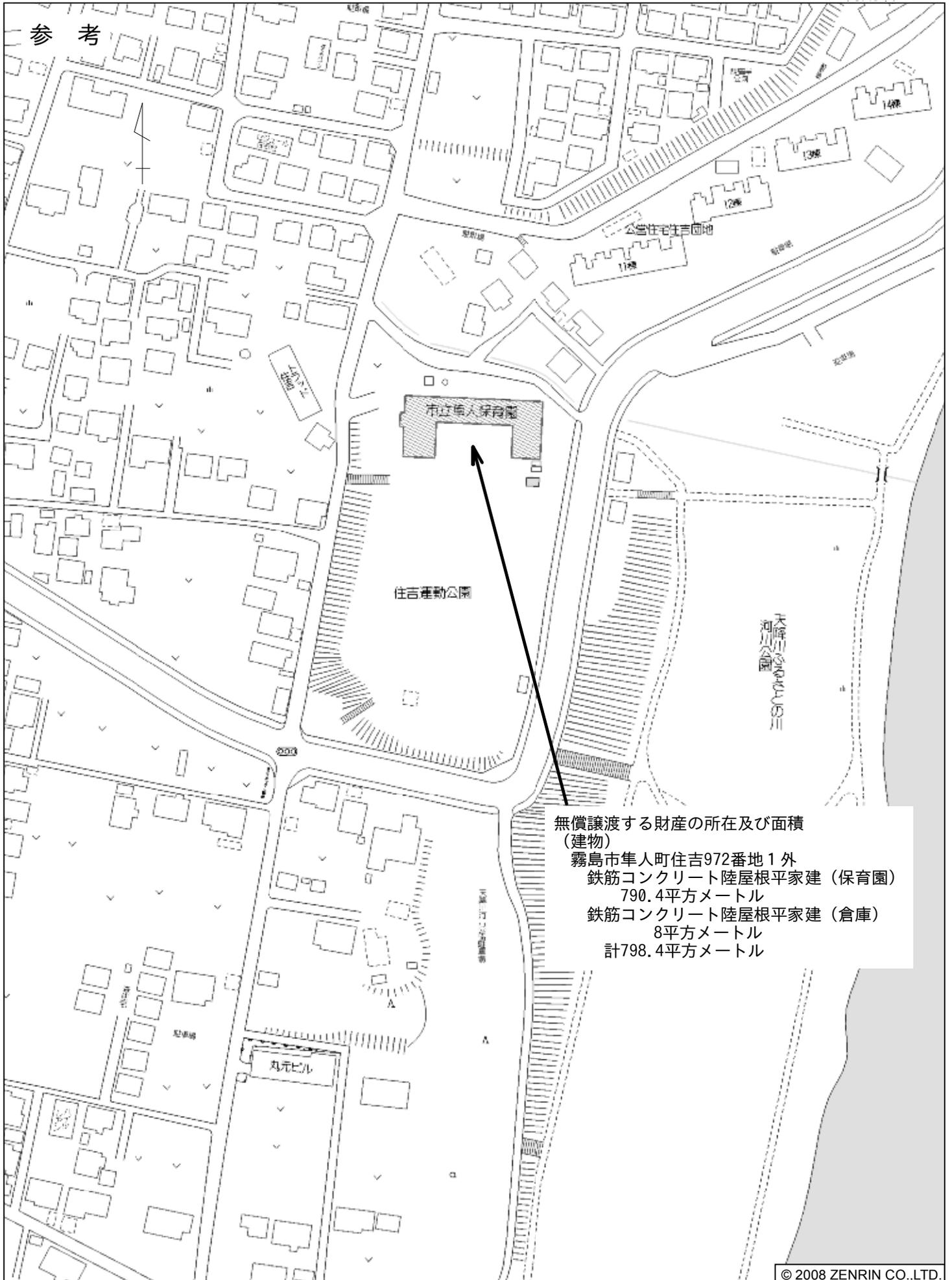
2 無償譲渡の相手方

住 所 霧島市福山町福山4930番地2

氏 名 社会福祉法人 金剛福祉会 理事長 原村 光慈

(提案理由)

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく隼人保育園の民営化にあたり、昭和55年の改築後33年が経過し、今後の修繕に要する経費が多額になることが見込まれること及び他市における民営化の状況等を考慮し、建物を無償譲渡しようとするものである。



無償譲渡する財産の所在及び面積
(建物)
霧島市隼人町住吉972番地1外
鉄筋コンクリート陸屋根平家建 (保育園)
790.4平方メートル
鉄筋コンクリート陸屋根平家建 (倉庫)
8平方メートル
計798.4平方メートル